本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（内閣府本府）

1　男女共同参画局調査課を廃止し、男女間暴力対策課を設置することとした。（第二四条関係）

2　男女共同参画局男女間暴力対策課の所掌事務を定めることとした。（第二七条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百九十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「第二十七条第一号」を「第二十六条第一号」に改める。

第二十四条中「調査課」を「推進課」に改める。

第二十五条第一号ロ中「（調査課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号ホ中「こまで」を「ホまで」に改め、同号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　男女共同参画局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。

第二十六条を削る。

第二十七条第二号中「こと」の下に「（男女間暴力対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第二十六条とし、第一章第三節第五款中同条の次に次の一条を加える。

（男女間暴力対策課の所掌事務）

第二十七条　男女間暴力対策課は、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち配偶者からの暴力、性暴力その他の男女の個人としての尊厳を害する暴力の防止及び被害者の保護に関するもの（他省の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに実施に関することをつかさどる。

附則第十条中「第二十七条各号」を「第二十六条各号」に改める。

附　則

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

最高裁判所

漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則の一部を改正する規則

漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則（昭和二十六年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「第十三条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

附　則

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

省令

○財務省令第六十五号

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）及び中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一第二項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第五条の十二第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第九条の五第三項中「第三十二条の二第三項」を「第三十二条の九第三項」に改める。

第十七条の二第九項第三号中「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に改める。

第二十条の九第二項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十条の十第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第二十二条の五第九項第三号中「若しくは第十二号」を「若しくは第十一号」に改める。

第二十二条の十六第三項中「第三十二条の二第三項」を「第三十二条の九第三項」に改める。

第二十二条の三十一第二項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十二条の三十二第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第二十二条の七十八第三項中「第三十二条の二第三項」を「第三十二条の九第三項」に改める。

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。